

山 県 市



市内教育・保育施設 利用のしおり

このしおりは、保育園等の届出、生活等を
掲載しております。
大切に保管して活用してください。



山県市役所 こども・健康課

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1
TEL 0581-22-6839
FAX 0581-22-2117
E-Mail kodomo@city.gifu-yamagata.lg.jp

目 次

山県市内教育・保育施設の利用にあたって

- 1 特定教育・保育施設の役割
- 2 教育・保育給付認定
- 3 令和8年度の市内教育・保育施設の一覧
- 4 入園可能な児童
- 5 保育認定による施設の利用可能時間
- 6 入園等手続き
- 7 その他保育サービスのご案内



山県市観光親善大使
ナッチョルくん

山県市立保育園（公立保育園）のご案内



名山めぐりイメージキャラクター
山県 さくら

- 1 保育目標
- 2 保育園での1日の生活（デイリープログラム）
- 3 保育内容
- 4 小学校との連携
- 5 連絡事項
- 6 注意事項

※ 私立施設の詳細については、各園に問い合わせください。

資料1 【公立保育園における災害時対応について】

資料2 【公立保育園】登園してはいけない病気一覧

「子育て応援のまち、山口市」を目指して！

山口市は、こどもたちの育ちを市全体で支えるという理念のもと、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めています。

山口市の保育園 注目の取り組み

★ 未満児の保育料（利用者負担額）を無償化！

令和5年4月1日から、未満児（0～2歳児クラス）の保育料が無料になりました！
所得制限等はなく、山口市が教育・保育給付認定をした未満児のお子さんは全員対象です。

★ 給食費は無料！

山口市立保育園に在園する、山口市が教育・保育給付認定をした3～5歳児のお子さんの給食費を無償化しています。

認定区分	対象者	対象施設 ※1	保育料	給食費
教育認定 1号認定	満3歳児～5歳児で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	たかとみこども園 OHANAやまがたこども園	国の無償化	市と国の無償化
保育認定 2号認定	3～5歳児で、保育の必要性の認定を受けた子ども（保育の必要性あり）	山口市立保育園 たかとみこども園 OHANAやまがたこども園	国の無償化 ※2,3 市の無償化 ※2,3	市と国の無償化
保育認定 3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育の必要性あり）	山口市立保育園 たかとみこども園 OHANAやまがたこども園 ねっこ園	市の無償化 ※2,3	市の無償化

※1 市外施設についてはこども・健康課に問い合わせください。

※2 市独自の無償化として、時間外保育料も一部無償になります（詳しくは8ページ）。

入園にするにあたって、一部保護者様に自己負担していただく費用があります。各教育・保育施設で御確認ください。

※3 3歳未満児のお子さんで世帯が非課税である場合は国の無償化の対象です。

要チェック！ 山口市の主な子育て支援 自慢の取り組み

★親子の健康のために

親子健康手帳発行時の面談に始まり、産後ケア、助産師、保健師による電話・訪問、乳幼児健康診査などを実施します。妊娠期から親子の心と体の健康をサポートします。

伴走型相談支援／1か月児健診、3.4か月児健診、10.11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、6.7か月児健康教室／はみがきけんしん／5歳児健診、乳幼児相談

★親子の困り事を手助けします

こども・健康課は、こども家庭センターの役目も果たしており、妊娠・出産・子育てに関わるあらゆる相談に応じます。

保健師や栄養士、助産師、家庭児童相談員等が対応します。お気軽にお声がけください。

★フッ化物洗口で歯の健康づくり

市内の保育園・小中学校などで「フッ化物洗口」を実施しており、12歳児一人あたりのむし歯の数は0.04本（令和7年度）と全国平均を大きく下回っています。

★医療費・給食費無料

【医療費】高校生世代（18歳）までは、福祉医療費助成制度により無料

【給食費】市立小中学校に通う山県市民の児童生徒の給食費が令和4年8月から無料になりました。

★保育園へのICTの導入

市立保育園に保育施設用のICTツールを導入しています。QRコードによる登降園の打刻やアプリによる「保育園だより」・各種連絡の配信などを行い、保護者の利便性を向上させています。

★病児・病後児保育

病気またはその回復期にあり、集団生活が難しい小学校6年生までのお子さんを、家庭で保育できない時に、病児保育施設でお預かりします。

【山県市内施設】
病児保育おひさま
運営：山口市社会福祉協議会

★幅広い子育て支援事業

市立保育園・小中学校では全施設で自園・自校調理の給食を提供、小中学校は全校ランチルームが整備されています。

子育て支援センター（高富児童館）では、親子交流ひろば、利用者支援事業、ファミサポ事業を実施。

★赤ちゃんほほえみ応援金

第3子以降のお子さんの誕生に際し、市から赤ちゃんほほえみ応援金を給付します。

【給付額の例】

第3子 10万円

第4子 30万円

※第5子以降はお尋ねください。

★さくらっこナビ配信中！

「山県市子育て応援アプリ さくらっこナビ」をApp Store、Google Playで配信中です。山県市からのお知らせや予防接種・健診の予定日をプッシュ通知で受け取ることができます。ぜひダウンロードしてご活用ください！

★専門職による保育園等訪問支援！

山県市内の保育園・認定こども園では、療育支援員・作業療法士・保健師による訪問支援を実施しています。専門職が連携し、通園するすべてのお子さんが園生活を楽しく過ごすことが出来るようにサポートしています。



山県市内教育・保育施設の利用にあたって

山県市では、公立保育園（５園）・私立認定こども園（２園）・私立小規模保育施設（１園）で、計８園の多様な教育・保育施設が設置されています。また、幼稚園は私立幼稚園（１園）が設置されています。（別紙「子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等を利用するときの手続きについて」をご参照ください。）

令和9年3月末に「梅原保育園」、「富波保育園」は廃園となります。

「子育て応援のまち、山県市」を目標に、多種多様な教育・保育の選択肢を設け、子育てをサポートしていきます。



1. 特定教育・保育施設の役割

【保育園・小規模保育施設等の役割】

保育園や小規模保育施設は、お子さんを保護者のみなさんに代わって保育する、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

保護者のみなさんの就労や病気等の理由で、日中お子さんを保育することができない＝施設での保育を必要とする場合に、お子さんをお預かりし保育を行います。

したがって「弟や妹に手がかるから」「集団生活を経験させたいから」等の理由では入園出来ません。

認定こども園の保育園機能部分を利用する際も同様です。

【認定こども園の役割】

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法に基づく「学校」と「児童福祉施設」に位置づけられる施設です。上記の保育園の機能と、幼稚園の機能を併せ持つほか、地域の子育て支援も行います。

保育園機能部分を利用する際は、保育園同様に保育の必要性を認定する必要があります。

幼稚園機能部分を利用する際は、保育施設とは異なり保育の必要性を認定する必要がないため、入園を希望する理由が問われることはありません。

2. 教育・保育給付認定

教育・保育施設を利用する場合は、山県市が子ども・子育て支援法に基づいて行う「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

利用する施設によって、必要な認定や要件は違います。

【「どの認定が必要かな？」】

- ① 保育園・小規模保育施設・幼保連携型認定こども園の保育園機能部分を利用する場合（公立・私立問わず）

教育・保育給付認定の「**保育認定**」を受ける必要があります。

保育認定は施設で保育を受けるための基準で、一定の要件を満たす場合に受けることが出来ます（詳しくは次ページ）。

- ② 幼保連携型認定こども園の幼稚園機能部分を利用する場合

教育・保育給付認定の「**教育認定**」を受ける必要があります。

教育認定は、保育認定とは違い、認定を受けるための要件はありません。

【保育認定（保育の必要性の認定）】

保育園や認定こども園の保育園機能部分に入園できるのは、山口市が、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育給付認定」の「保育認定（2号または3号）」を行った児童です。

保育認定は、児童の保護者が全員以下の表のいずれかの事由に該当し、その児童を家庭で保育することができないと認められる場合に受けることができます。また、同時に「保育の必要量」を決定します（保育標準時間と保育短時間。詳しくは7ページ）。

認定の理由によって、認定の有効期間は決まっています（小学校入学のための卒園を除く）。

（保育を必要とする事由の一覧表）

	保育を必要とする事由	認定の有効期間
1	1ヶ月に64時間以上働いている （家事以外）	就労する期間
2	疾病、負傷または、心身に障害がある	治療に要する期間
3	妊娠中または、出産後間がない	出産予定日の前6週目の日を含む月の初日 ～産後8週目の日を含む月の末日まで
4	同居の親族を常時介護または、看護している	介護に要する期間
5	求職活動を継続的に行っている	90日
6	就学している、または、職業訓練を受けている	就学、職業訓練の期間
7	DV、虐待から避難している	避難が必要な期間
8	災害（震災・風水害・火災その他）からの復旧にあたっている	災害復旧に要する期間
9	その他市長が保育が必要と認める場合	

※1 認定基準に該当しない場合は入園できません。また、入園後に状況が変わり、認定基準に該当しなくなった場合は、退園していただくことになります。

※2 認定基準に該当しているか確認するため、必要に応じ、園長が生活状況等の聞き取りを行ったり、こども・健康課が就労先に問い合わせ等の対応をします。

※3 保護者が育児休業中である場合、その児童を家庭で保育することができるため、原則として入園の対象になりません。

ただし、育児休業を取得した時点で既に在園している児童は、継続して在園することができます。この場合、復職することが前提となりますので、育児休業期間と復職予定日を証明した就労証明書の提出が必要です。

【保育認定の注意事項】

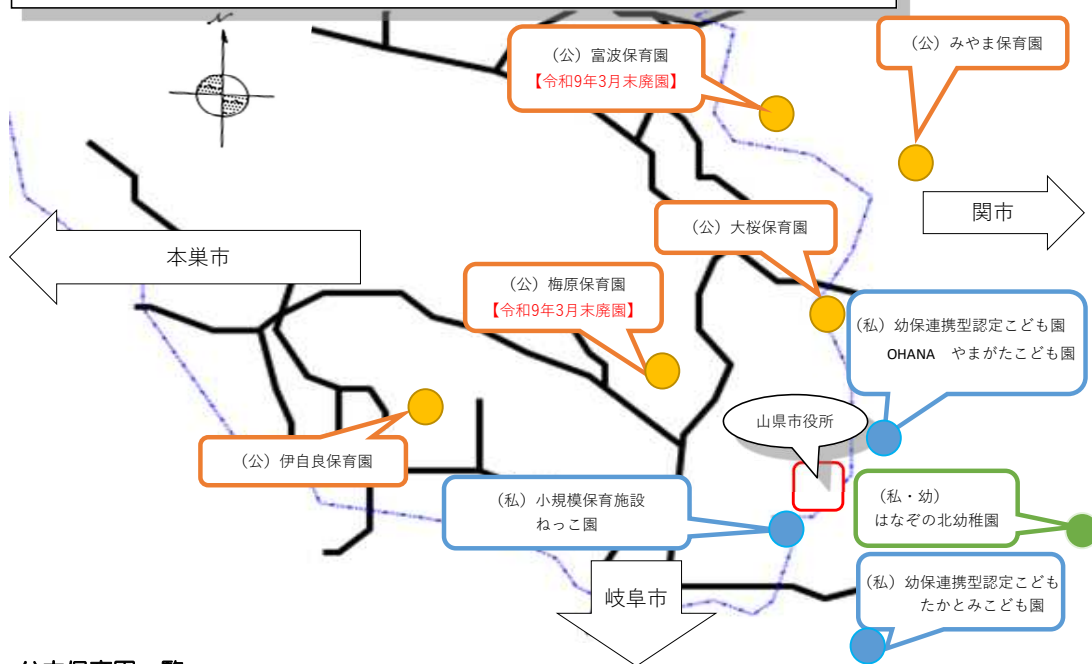
① 家庭の状況に変更が生じた場合は、その都度、施設に必ずお知らせください。最新の状況を証明する家庭状況証明書等の提出が必要です。

特に、保育の認定期間及び保育時間に変更が生じる場合には、教育・保育給付認定の変更が必要です。手続きをお願いします。

新たな保育認定の手続きが出来ず、それまでの認定の期間が終了してしまう場合には、上記※1のとおり、退園していただくことになります。

② 毎年7月頃に、子ども・子育て支援法に基づき「現況届」の提出をお願いしています。全園児に保育の必要性があることを確認するための大切な手続きです。生活状況等に変更がない場合も必ず提出してください。

3. 令和8年度 市内教育・保育施設の一覧



公立保育園一覧

施設類型	名 称	住 所	連 絡 先
認可保育所 (山県市立)	梅原保育園	〒 501-2115 山県市梅原1537番地1	0581-22-2500
	大桜保育園	〒 501-2102 山県市伊佐美327番地2	0581-27-2131
	伊自良保育園	〒 501-2121 山県市大門912番地12	0581-36-3513
	富波保育園	〒 501-2257 山県市富永460番地3	0581-52-2333
	みやま保育園	〒 501-2259 山県市岩佐213番地1	0581-52-1114

私立保育施設一覧

施設類型 運営法人	名 称	住 所	連 絡 先
幼保連携型認定こども園 社会福祉法人 同朋会	たかとみこども園	〒 501-2105 山県市高富1048番地	0581-22-1152
幼保連携型認定こども園 学校法人 春日学園	OHANAやまがたこども園	〒 501-2104 山県市東深瀬26番地4	0581-22-1359
小規模保育施設 NPO法人 山県楽しいプロジェクト	ねっこ園	〒 501-2113 山県市高木1065番地3	050-8881-6556

私立幼稚園施設一覧

施設類型 運営法人	名 称	住 所	連 絡 先
幼稚園 学校法人 春日学園	はなぞの北幼稚園	〒 501-2105 山県市高富2813番地46	0581-22-5656

4. 入園可能な児童

山県市内の教育・保育施設等に入園できるのは、以下の条件を全て満たす児童です。

- ① 山県市に住民登録をしている（山県市民である）児童
- ② 各施設の入園可能な年齢から小学校就学前の児童
- ③ 「2. 教育・保育給付認定」の教育認定または保育認定を受けている児童
（施設類型に応じた認定を受けている必要があります）

《クラス年齢》

各施設ではその年の4月2日時点での年齢を基準としてクラス分けをしています。

令和8年度入園のお子さんのクラス分けは以下のとおりです。

（令和9年度入園のお子さんのクラス分けは赤字で表示しています。）

未 満 児	0才児	令和7年4月2日以降生 (令和8年4月2日以降生)
	1才児	令和6年4月2日生 ～ 令和7年4月1日生 (令和7年4月2日生 ～ 令和8年4月1日生)
	2才児	令和5年4月2日生 ～ 令和6年4月1日生 (令和6年4月2日生 ～ 令和7年4月1日生)
以 上 児	3才児（年少）	令和4年4月2日生 ～ 令和5年4月1日生 (令和5年4月2日生 ～ 令和6年4月1日生)
	4才児（年中）	令和3年4月2日生 ～ 令和4年4月1日生 (令和4年4月2日生 ～ 令和5年4月1日生)
	5才児（年長）	令和2年4月2日生 ～ 令和3年4月1日生 (令和3年4月2日生 ～ 令和4年4月1日生)

《入園できる時期》

施設名称	入園できる時期	在園できる期間（卒園の時期）
公立保育園	生後10ヶ月目の日から	保育認定を受けている期間 （就学前まで）
（私）幼保連携型認定こども園 たかとみこども園	生後57日目目の日から	
（私）幼保連携型認定こども園 OHANAやまがたこども園	生後6ヶ月目の日から	
ねっこ園※1	生後10ヶ月目の日から	保育認定を受けている期間 (満3歳になった月の月末及び満3歳 になった年度末まで)

※1 ねっこ園は、卒園以降他の施設に転入する際の優先利用の対象となります（加算あり）。
令和8年度中の連携施設は、たかとみこども園です。

5. 保育認定による施設の利用可能時間

保育認定を受けて保育園・小規模保育施設・幼保連携型認定こども園の保育園機能部分を利用できる時間は、①保育認定の区分（保育必要量の違い）、②施設ごとの開園時間によって異なります。教育認定によって施設を利用できる時間は、施設に問い合わせください。

1. 保育必要量別の保育時間

保育認定には、標準時間認定と短時間認定の2つの区分があります。各施設の開所時間と保育認定の区分に基づき、利用可能な時間が決まります。

認定区分		
保育標準時間認定	主にフルタイムの就労や長期入院などの理由で認定されます。就労の場合、月120時間以上の就労時間（実働ではなく、休憩を含めた拘束時間）がある方が対象になります。	
	利用可能時間（原則）	7:30~18:30 ※施設・曜日による。詳しくは2へ
保育短時間認定	主にパートタイム・アルバイトの就労や、在園児の弟妹のための育児休業などの理由で認定されます。就労の場合、月64時間以上の就労時間（実働ではなく、休憩を含めた拘束時間）がある方が対象になります。	
	利用可能時間（原則）	8:30~16:30 ※施設・曜日による。詳しくは2へ

2. 保育園ごとの開園時間

施設ごとの基本の開園時間は次のとおりです。

公私別	施設類型	名称	開園時間	
			平日	土曜
公	認可保育所	梅原保育園	7:30~19:00	
		大桜保育園		7:30~17:30 ※1,2
		伊自良保育園		
		みやま保育園		
		富波保育園		
私	幼保連携型認定こども園	（私）幼保連携型認定こども園 たかともこども園	7:00~19:00	7:30~17:30 ※2
	幼保連携型認定こども園	（私）幼保連携型認定こども園 OHANA やまがたこども園	7:30~19:00	7:30~17:30 ※2
	小規模保育施設	ねっこ園	7:30~18:30 ※2	

※1 山県市立保育園の土曜保育は大桜保育園での集中実施です。他の市立保育園に通っている場合も、土曜保育を受けることが出来ます（土曜日のみ大桜保育園に登園）。

※2 土曜保育を希望する場合は、在籍する施設にお申し出ください。

3. 延長保育 ※一部有料

保護者の就労等のために認定された時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。料金については、一部有料です。

利用する場合は申請が必要ですので、各施設に申し出てください。

《実施園》

- ・山県市立保育園
- ・たかとみこども園
- ・OHANAやまがたこども園

※ ねっこ園では延長保育事業の実施はありません。認定時間以外の時間は利用できません。開園時間内であっても、短時間認定の方は午前8時30分～午後4時30分の間の利用になります。

公立保育園での実施状況は以下のとおりです。

	時 間		料 金
延長保育	7:30～8:30		無料
	平日	16:30～18:30	
	土曜	16:30～17:30	
	平日 18:30～19:00		1回の利用 200円

4. 保育時間・開園時間等のイメージ図

保育時間や開園時間を図に示すと、以下のようになります。あくまでもイメージですので、詳細については施設に問い合わせください。

《平日》

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
延長保育 ※1	延長保育	保育短時間認定	延長保育	延長保育 ※2	
延長保育 ※1	保育標準時間認定				延長保育 ※2
		山県市立保育園			
		(私) 幼保連携型認定こども園 たかとみこども園			
		(私) 幼保連携型認定こども園 OHANAやまがたこども園			
		ねっこ園 ※延長保育実施なし			

※1 たかとみこども園のみ実施します。
この午前7時～午前7時30分の時間帯の預かりは有料です。料金等の詳細は施設に問い合わせください。

※2 午後6時30分～午後7時までの時間帯の預かりは有料です。
どのクラス年齢のお子さんでも料金が発生しますので、施設が指定する方法で納付してください。

《土曜日》

7:00	7:30	8:30	16:30	17:30	18:30
	延長保育	保育短時間認定	延長保育		
	保育標準時間認定				
		山県市立保育園			
		(私) 幼保連携型認定こども園 たかとみこども園			
		(私) 幼保連携型認定こども園 OHANAやまがたこども園			
		ねっこ園 ※延長保育実施なし			



6. 入園等手続き

入園のための手続きは教育認定と保育認定で異なっており、公立・私立を問わず、以下のとおりです。
市への必要書類の提出は原則として利用施設を介して行います。

【入園の流れ】



※1 保護者の方の負担軽減のため、認定申請と利用希望施設の申込は同時に行います。施設へ認定申請書類と利用申込書類を合わせて提出してください。

※2 市で認定をした後、利用調整を行い、双方の結果を同時に通知します。

※3 公立保育園の場合

→市が認定し、市と契約します。

認定こども園（保育園機能部分）と小規模保育施設の場合

→市が認定し、施設と契約します。

【入園手続きについて】

期日までに必要書類を揃え、施設へ提出してください。

1. 令和9年4月中入園の場合

例年、4月中入園は、①前年の10月 ②その年の3月に申請を受け付けています。
令和9年4月中入園の場合は、1回目の申請を令和8年10月中に受付を予定しています。
変更する場合がありますので、その都度こども・健康課にお問い合わせください。

【①前年の10月 申請の予定】

申込期間	令和8年10月中
審査期間	令和8年11月～令和9年1月
内定通知の発送	令和9年1月下旬（予定）
認定通知等の発送	令和9年3月下旬（予定）

（例）令和9年4月15日の入園を希望する場合
→令和8年10月中、もしくは令和9年3月に申込（詳細は以下）

2. 年度途中入園の場合

※定員及び職員配置数による受入限度に達しない場合のみ

入園を希望する月の前月の1日から15日（休日の場合翌営業日）までに、希望施設の園長に書類を提出してください。不足書類等があると受付できないことがありますので、可能な限り余裕をもった申請をお願いします。

書類は各保育園に揃っていますので、園長に入園を希望する旨を申し出て受け取ってください（こども・健康課でも配布します）。

月の途中の日からでも入園出来ます。その場合も申込みの時期は同じです。

（例）6月1日からの入園を希望する場合
→5月1日～15日までに申込み
7月10日からの入園を希望する場合
→6月1日～15日までに申込み

注1 保育の必要性の高さによって利用調整を行います。定員等の都合上、必ず希望の保育園を利用できるとは限りませんので注意してください（【利用調整】を参照）。

注2 教育・保育給付認定の際に、申請者にのみ支給認定証を発行しています。申請がない場合は教育・保育給付認定通知書のみを発行します。支給認定証は、認定に変更があった場合には速やかに返還してください。

注3 入園希望者で、申し込み時点で他市町村に在住している人は、転入を誓約する旨の申立書及び転入を証明する書類（不動産等契約書、光熱水費等契約書、その他市が指示する書類）の添付が必要です。

ただし、入園前月の15日までに山口市への転入手続きが完了していない場合、入園が出来ない可能性があります。

転入と同時期の入園をお考えの方は、こども・健康課にお問い合わせください。

【入園申込書類】

次の書類を、入園を第一に希望する施設へ提出してください。（ねっこ園は、こども・健康課が提出先になります。）
様式は山県市ホームページに掲載している他、各施設、こども・健康課でも配布しています。

提出書類等	注意事項等
様式	
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書	利用希望の施設を第3希望まで記入し、その理由を選択してください。 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童以外の入所児童の両親、同居している親族等（同じ建物に住み、生計が同一）世帯を記入してください。 裏面にも記載欄がありますので注意してください。
入園に関する個人番号等の確認票	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）の別表の規定により、保育所における保育の認定にあたっては、マイナンバーを利用することが可能となっております。
就労証明書 ※添付書類が必要な場合があります。 詳しくは次表のとおりです。	就労している両親、同居する65歳未満の祖父母、その他親族全員について、1人1枚必要です。 勤務先の担当者等が記入したものでなくてはなりません。労働者本人が記入したものは、自営業者等を除き原則認められません。
家庭状況証明書（就労以外） ※添付書類が必要な場合があります。 詳しくは次表のとおりです。	就労以外の事由（母親の出産、保護者の疾病等）によって保育所の利用を希望する場合に必要です。
・マイナンバーカード ・マイナンバーが記載された住民票 ・通知カード	左記の内のいずれか1点（認定保護者分）を提示してください。通知カードは、令和2年5月25日以前に交付された際の記載内容から現在の状況に変更が無い場合に限り利用可能です。
本人確認書類	マイナンバーカード・運転免許証・旅券等

就労証明書・家庭状況証明書(就労以外)の添付書類の確認表

就労証明書、家庭状況証明書(就労以外)に添付が必要な書類は以下のとおりです。
状況に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

添付	保育が必要な事由	保育の必要性を証明する書類	
就労証明書	①就労 (日常の家事以外で、月64時間以上)	会社等勤務	事業所からの証明を受けた就労証明書（その他の添付書類は原則としてなし）
		自営	・就労証明書に証明したもの ・営業許可証、開業届、確定申告書等の写しのいずれか一つ
家庭状況証明書 (就労以外)	②妊娠・出産	親子健康手帳の写し ……氏名と出産日（分娩予定日）が確認できるページ	
	③疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	医師の診断書
		障がい (手帳有り)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
		障がい (手帳なし)	医師の診断書
	④介護・看護	介護が必要であることを証明するもの（診断書、介護保険証の写し等）	
	⑤災害復旧	災害の内容がわかる証明書（罹災証明書等）	
	⑥求職活動	求職活動の状況が分かる書類（ハローワークなどの証明書）	
	⑦就学・職業訓練	在学証明書	

【利用調整】

入園希望者が保育園の定員を超える場合は、以下の優先事由を勘案し、保育の必要性の高い児童から入園を決定します（利用調整）。

- ① ひとり親家庭の児童
- ② 生活保護世帯の児童
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など社会的養護が必要である場合
- ⑤ 保護者が育児休業を終了する際に入園を希望する場合（育児休業明け）
- ⑥ 既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の園へ入園を希望する場合
- ⑦ 小規模保育施設の卒園児で、指定の連携施設への転園を希望する場合
- ⑧ 保護者が市内の保育施設に保育士として勤務する児童
- ⑨ その他、市長が必要と認める場合

注1 第1希望の保育園に入園できない場合は、第2希望、第3希望の保育園へ入園していただくか、入園待ちをいただくこととなります。

注2 入園を希望する保育園名は、第3希望まで必ずご記入ください。

【利用内定後の流れ】

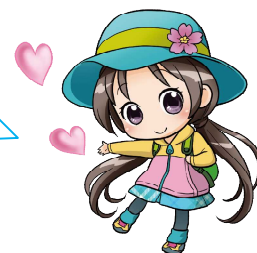
① 通知書の発送

書類審査が済み、認定の内容や入園が決定すると、市が通知書を発行します。
通知書はこども・健康課から内定した園に渡します。その通知書をもとに施設が保護者の方に連絡し、入園にあたって園が必要な書類とともに通知書をお渡しします。
通知書は大切な物ですので、紛失等のないように保管してください。

② 入園説明

入園にあたり、利用内定した施設ごとに説明を行います。時期や内容は施設ごとに決定します。詳しくは各施設に問い合わせください。

「園はどんな雰囲気かな？」
「園ではどんな活動をするのかな？」……
気になることがあるときや、施設を見学したいときは、
各施設に直接お問い合わせください！



7. その他保育サービスのご案内

1. 一時保育

保護者の就労、急病・入院により一時的に保育を必要とする場合や、リフレッシュして育児不安の解消や育児負担の軽減を図りたいときなどに、日数・時間帯・提供する給食やおやつの有無など、それぞれの需要に応じた保育サービスを提供します。

事前の申込みが必要になります。利用を希望する園に問い合わせください。なお、定員の都合上、希望どおりの受け入れができない場合があります。

《実施施設》

- ・山県市立保育園
- ・たかのみこども園
- ・OHANAやまがたこども園

《実施内容》※公立保育園

公立保育園での一時保育については以下のとおりです。その他の私立の施設での一時保育の実施については、各施設に問い合わせください。

- 対象児 以下の①,②,③のすべてを満たす児童
 ①山県市に住民登録されている（山県市民である）
 ②保育園・幼稚園・認定こども園等に通っていない（在籍していない）
 ③生後12か月以上～就学前

期 間 1か月につき14日以内

時 間 午前8時30分から午後4時30分

利用料 保育に係る利用料のほか、必要に応じて給食代やおやつ代

		0,1,2歳児	3,4,5歳児
1時間につきかかる利用料		350円	250円
食事代 (1日)	給食とおやつ	346円	
	給食のみ	296円	
	おやつのみ	50円	

※ 未満児の場合、午前に提供される牛乳は「おやつ」としての取扱いになります。よって、午後のおやつを喫食しなかった場合もおやつ代の支払をお願いすることになります。

2. 広域保育

広域保育は、児童がその居住市町村外の保育園等に入所することです。児童の弟妹の妊娠のための里帰り出産や、保護者の勤務地の都合で居住する市町村の保育施設の利用が困難である等、一定の理由が認められるときに、利用できる場合があります。

居住する市町村と施設がある市町村との間で協議をし、協議が成立した場合のみ入園が可能です。希望施設や施設所在地の都合などにより、利用できないことがあります。

山県市民の方は山県市に認定の申請をしていただくことになります。広域保育のための協議には時間がかかりますので、利用をお考えの場合は、早めにこども・健康課にご相談ください。

3. 障がいのある児童の保育等

日々の登降園・集団生活が可能な障がいのある児童を受入れ、保育をします。

保育の実施にあたり、関係機関等との相談のうえ、可能な保育サービス、利用施設等を決定します。施設に事前相談ください。

《実施施設》

- ・山県市立保育園
- ・たかのみこども園
- ・OHANAやまがたこども園

山縣市立保育園（公立保育園）のご案内

1. 保育目標

「心豊かな 生き生きとした こども」

◎ 元 気 に 遊 ぶ 子

- ◆ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ◆ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

◎ 興 味 を 持 つ 子

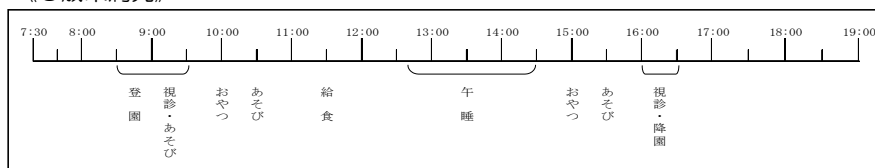
- ◆ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- ◆ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

◎ 思 い や り の あ る 子

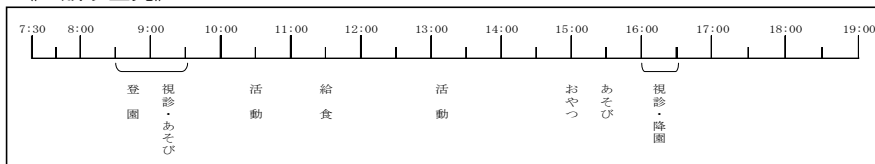
- ◆ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ◆ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

2. 保育園での1日の生活（デイリープログラム）

《3歳未満児》



《3歳以上児》



注 このプログラムは一例です。一般的な基準を示したものであり、実際の生活では、各保育園ごとに年齢や季節に合わせた保育を行っています。

3. 保 育 内 容

保育園では、こどもたちの安定した生活と充実した活動のために、養護と教育が一体となった保育をしています。

<養護>

一人一人のこどもが快適にそして健康で安全に過ごせるようにするための「生命の保持」、保育士等との信頼関係のもと、こどもが安定感をもって生活し、様々な活動を安心して経験できるための「情緒の安定」を図るよう保育しています。

<教育>

心身の健康に関する領域の『健康』、人との関わりに関する領域である『人間関係』、身近な環境の関わりに関する領域の『環境』、言葉の獲得に関する領域である『言語』、感性と表現に関する領域の『表現』の5領域が設けられていますが、3歳未満児は発達が未分化なため、領域を区分しないで保育しています。

こどもが、遊びに自発的・主体的に関わりながら、発達に応じて様々な経験ができるように配慮し、保育士がこどもの気持ちを受け止めて、適切な援助をしながら遊びを通じてこどもたちの心情・意欲・態度が育つように保育しています。

【 食 育 】

食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項を食育の基本として行っています。

- (1) 食事は空腹を満たすだけでなく、人間的な信頼関係の基礎を作る営みであると捉え、他の園児との関わりを通し豊かな食の体験を積み重ねていきます。
- (2) 楽しく食べる経験を通して、こどもの食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培っています。
- (3) 食育の実施にあたっては、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理員、栄養士など全職員がその有する専門性を生かしながら共に進めていきます。

【 給食・おやつ 】

- (1) 栄養士による献立で、主食・副食の完全給食を提供しています。
- (2) 専任の調理員が施設内で調理した、温かい給食を提供しています。
- (3) 毎月の献立は、ICTアプリで配信します。
- (4) おやつ時間は年齢によって異なります。
3歳未満児：午前10時00分、午後3時00分
3歳以上児：午後3時00分



【 アレルギーへの対応について 】

国が策定する「アレルギー対応ガイドライン」に基づいて、こどもたちが安全に食事ができるよう「山県市立保育園食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、適切な対応に努めています。

- (1) アレルギー対応は保護者の申し出により行います。実施するためには医師の診断書、指示書が必要です。
- (2) 医師の診断書、指示書は年一回提出していただきます。
- (3) 集団給食の中での除去食による対応を基本とします。メニューの内容によっては、お弁当をご持参いただく場合もあります。
- (4) 除去食を安全に提供できるよう、園長、担任、調理員と相互に十分連携し、協議しながら行います。

【 健康安全の管理 】

(1) 午睡（お昼寝）

3歳未満児は、健康保持のため年間を通じて行います。その他の児童は概ね夏の間行いますが、その期間は各施設で決められます。

午睡に必要な寝具類は、それぞれ保育園で示すサイズのを各自準備してください。

(2) 健康診断

嘱託内科医による健康診断（年に2回）

嘱託歯科医による歯科健康診断（年に2回）

検尿（年に1回）

発育測定（月に1回）

以上の健康診断を各園で実施しています。



(3) 非常災害時の避難訓練

非常災害に備え、毎月1回以上避難訓練を行います。

(4) 災害共済給付制度（独立行政法人 日本スポーツ振興センター：公立）への加入

保育園で児童が不測の事故等で負傷した場合等に医療費を給付する制度です。入園と同時に全児童が加入することになっています。

掛金は全額市が負担します。

【 歯を守る 】

永久歯の生え始める年中児から、フッ化物洗口（ぶくぶくうがい）を実施しています。

4. 小学校との連携

- (1) 養護と教育が一体となった保育の積み重ねは、卒園をもって終了するものではありません。発達の連続性が小学校へ引き継がれてはじめて、こどもの発達が継続されていくのです。そのため、就学に向けて保育所のこどもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的連携を図るよう配慮しています。

- (2) こどもに関する情報共有に関して、保育所に入所しているこどもの就学に際し、こどもの育ちを支えるための資料『保育所児童保育要録』を保育所から小学校へ送付します。
お子さんの送付内容が知りたい方は、園長までお知らせください。

5. 連 絡 事 項

- (1) 保育園の所在地・電話番号・担任保育士等の情報は、家族の全員がわかるようにしておいてください。
- (2) 欠席、あるいは登園が特に遅くなる場合には、必ず電話や園指定の方法等でお知らせください。
- (3) 保育中に児童の心身に異常が発生した場合は連絡します。状況に応じてお迎えにきていただきます。
- (4) 毎日の緊急連絡先は、明確にしておいてください。
- (5) 家庭事情の変更は、速やかにお知らせください。
(例) 住所、家族構成、職業、勤務先、勤務時間
家庭及び勤務先の電話番号、家族構成 その他
- (6) 保育園からの連絡にはＩＣＴアプリを使用します。『保育園だより』『クラスだより』等の配信をしますので、必ず全てに目を通し、読み落としのないようにしてください。また、返事のいるものには、必ず折り返し返事をしてください。
- (7) 児童に関する連絡は、担任または対応した職員にお話してください。
特に家庭での前日の生活で特別に異常な事柄については、十分に伝えてください。
- (8) 3歳未満児については、ICTアプリにより、毎日情報を共有します。保育園であった事柄、家庭でのこどもの状態をお互いに入力します。
3歳以上児は、園児の検温、家族の健康チェックの入力をお願いします。
- (9) 保育園を退園する際は、必ず園に申し出て、退園手続きをしてください。
- (10) 保育料（利用者負担額）は無償ですが、算定は行います。算定のためには各世帯等における所得情報（市民税額）が必要です。児童の父母等においては、所得の申告をお願いします。
※ 園の運営には国等からの補助を受けており、その申請のため、利用者負担額の算定が必要となります。

6. 注 意 事 項

(1) 服 装

- ア. 活動しやすく、脱着しやすい物で、汚しては困る物はさけてください。
- イ. 履き物は、履きやすいものを履かせてください。

(2) 登 降 園

- ア. 午前9時30分までに登園してください。
登降園の時間に遅れる場合は、連絡をお願いします。
- イ. 登降園の際は、必ず職員に声をかけてください。
- ウ. 登園前に排便の習慣をつけ、朝食を済ませて登園させてください。
- エ. おもちゃ・菓子・現金など、保育園で必要のないものは持たせないようにしてください。
- オ. 児童の汚れ物は、毎日お持ち帰りください。
- カ. 登降園は、原則として保護者の責任とし、日々の送り迎えをしていただきます。土曜保育を利用される場合は、土曜保育の実施園まで送り迎えをお願いします。
また、面識のない方がお迎えの場合は、必ず連絡してください。
- キ. 交通法規は確実に守り、チャイルドシートやヘルメットを必ず着用しましょう。
- ク. 暴風・大雨・洪水・大雪などの気象警報発令中、地震情報等は、テレビのニュースなどの情報に十分注意してください（資料1参照）。
- ケ. 次の場合は、必ず届け出てください。
 - ① 24時間以内に38℃以上の熱が出た場合、又は解熱剤を使用している場合。37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。
 - ② こども本人や、家族が伝染病・感染症にかかったとき
（こどもについては、資料2を参照）。
なお、登園する場合は、「罹患報告書」を提出してください。
（用紙は各保育園にあります。山県市ホームページからもダウンロードできます。）
 - ③ 薬を持参するとき。
「薬の投与依頼書」を提出してください（用紙は各保育園にあります）。

(3) そ の 他

- ア. 持ち物・衣類・寝具等には、名前を書いてください。なお、消えないように油性マジックを使用してください。
- イ. 低年齢児は、名前の他にマーク（果物、小動物など）やリボンなどの“目印”を付けると便利です。
- ウ. 保育園で借りた衣類は、洗濯してご返却ください。
- エ. 各施設には、保育サービスの苦情窓口を設置していますので、お気軽にご相談ください。

【公立保育園における災害時対応について】

基本的な対応方針

・保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であることから、各種警報の発令により自動的に休園の措置とはならず、原則として開所となります。

・気象状況についてはテレビ、ラジオ等を確認してください。仕事等で保育が必要な場合は、保育園にご相談ください。

・警報が解除された場合においても道路や橋の破損、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合は自宅待機、あるいは臨時休園の措置をとる場合があります。

臨時休園の判断基準

風水害の場合

	開園前	保育時間中
・暴風警報発表 ・特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）発表	臨時休園とする。	警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。
山県市に警戒レベル 3 以上発令	該当地域に所在する保育所等は臨時休園とする。	避難情報発令後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。

地震の場合

	開園前	保育時間中
山県市で震度 5 弱以上の地震発生を公表したとき	保育開始前に地震が発生した場合は、当日は臨時休園とする。 保育終了後に地震が発生した場合は、翌日は臨時休園とする。	臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 ただし、状況に応じあらかじめ保護者に伝えてある避難所等へ避難する。

警報解除時の対応について

「特別警報」「暴風警報」の状態	保育園の対応
午前 7 時 0 0 分までに解除された場合	平常保育
午前 7 時 0 0 分以降に警報が解除されたとき	通常休園

資料2

【公立保育園】登園してはいけない主な病気一覧表

以下の病気にかかった際は、全ての場合で罹患報告書の提出が必要です。

病 名	主 な 症 状	潜伏期間	登園停止期間
インフルエンザ	発熱、全身倦怠、鼻カタル、咽頭痛、咳	1～4日	発症した後5日を経過、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	発作性咳嗽 ^{ゴキソウ} の長期反復、持続	7～10日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	上気道のカタル、発熱、粘膜疹コプリック斑	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱、耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹及び圧痛	16～18日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後5日を経過し、かつ全身状態が良好なるまで
風疹（3日ばしか）	種々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大	16～18日	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	軽熱、被覆部に発疹、斑点丘疹状→水疱→顆粒状痂皮	14～16日	全ての発疹が痂皮化するまで
咽喉結膜熱（プール熱）	発熱、全体症状、咽頭炎と結膜炎の合併症	2～14日	主要症状消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	軽熱、頭痛、全身倦怠、結膜の炎症、眼瞼浮腫、目やに	2～14日	主要症状が消退するまで
急性出血性結膜炎	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液	24時間又は2～3日	主要症状が消退するまで
伝染性紅斑（りんご病）	顔面赤斑とくに頬部の赤斑性発疹、（肩・手足にも）	4～14日	発疹が消失するまで
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、莓舌、頸部リンパ節炎、皮膚発疹	2～5日	発熱などの主要症状が消退するまで
手足口病	感冒様症状、手足口臀部等に赤斑→水疱	3～6日	発疹が消失するまで
流行性嘔吐下痢症（感染症胃腸炎）	発熱、嘔吐、下痢	1～数日	主な症状が消滅し、全身状態がよくなるまで
ヘルパンギーナ	発熱、咽頭痛、口蓋垂付近に水疱→潰瘍（アフタ）、咳、鼻水	3～6日	発熱などの主要症状が消退するまで
ウイルス性胃腸炎ノロウイルス	下痢、嘔吐、吐き気、腹痛38℃以下の発熱、筋肉痛	12時間～48時間	医師により感染のおそれがないと認められるまで
マイコプラズマ肺炎	全身倦怠感、咳、発熱、頭痛	2～3週	呼吸器症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	腹痛、激しい下痢、体がだるい、吐き気、嘔吐、血便、水様便、	10時間～6日	医師により感染のおそれがないと認められるまで
RSウイルス感染症	鼻水・咳・発熱・風邪症状	4～6日	呼吸症状が消失し、全身状態がよくなるまで
ヒトメタニューモウイルス	鼻水・発熱・咳・痰	4～6日	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
带状疱疹	身体の片側にある神経に沿って痛みを伴う紅斑、発熱、リンパの腫れ、頭痛	不定	すべての発疹がかさふたになるまで
突発性発疹	高熱・細かい発疹	9～10日	熱が下がり機嫌がよく、全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎ロタウイルス	下痢・嘔吐・軽度の発熱 白ないし淡黄色の便	1～3日	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症	発熱・嘔吐・頭痛意識障害	4日以内	医師により感染の恐れがないと認められるまで
COVID-19 新型コロナウイルス感染症	発熱・咳・頭痛・味覚・嗅覚障害	2～10日	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで



次の場合は、必ず届け出てください。

- ◎ 前夜に熱が出たり、下痢、その他異常があったとき。
- ◎ 家族が伝染病にかかったとき。
- ◎ こどもが伝染性の病気にかかったとき。

法定伝染病のほかに、

新型コロナウイルス感染症、はしか、流行性感冒(インフルエンザ)、水痘、おたふく風邪、風疹、結膜炎、ヘルパンギーナ、手足口病 など

にかかったときは、保育園を欠席し、治療に専念してください。

なお、登園する場合は、『**罹患報告書**』を提出してください。

(用紙は各保育園にあります。山県市ホームページからもダウンロードできます。)

薬を持参の場合は、『**薬の投与依頼書**』を提出してください。

(用紙は各保育園にあります。)

